

首相府

ベトナム社会主義共和国

独立・自由・幸福

No: 3 3 0/TB-VPCP

ハノイ、2020年9月15日

**ベトナムといくつかのパートナーとの間の定期国際商用便を許可することに関する
会合におけるファム・ビン・ミン副首相の結論を通知する。**

2020年9月8日、政府本部において、ファム・ビン・ミン副首相とヴ・ドック・ダム副首相が首相に方針を同意されたベトナムといくつかのパートナーとの間の複数の国際商用便の再開に関する会合を主催した。マイ・ティエン・ズン官房長官、外務、交通運輸省、保健、労働・傷病兵士・社会問題、公安、国防の各省の幹部の代表者が同席した。交通運輸省の報告、ヴ・ドック・ダム副首相及び同席した代表者の意見を聞いた後、ファム・ビン・ミン副首相は以下の通り結論を述べた。

I. 交通運輸省が提案したとおりに、ベトナムといくつかのパートナーとの間の乗客を運ぶ定期国際商用便の再開計画について同意する。

1. 6つの地域から実施する時期

—2020年9月15日から次の路線：ベトナム・中国間（広州）、ベトナム・日本間（東京）、ベトナム・韓国間（ソウル）、ベトナム・台湾（台北）

—2020年9月22日から次の路線：ベトナム・カンボジア（プノンペン）、ベトナム・ラオス（ヴィエンチャン）

2. 各側及び各パートナーでそれぞれ週2便以下とする（実態に合わせて増便を検討する）。

3. 搭乗総人数、料金徴収及び他の入国条件については、他のパートナーとの相互主義に従う。

II. 上記の6つの地域からの商用便でベトナムに入国する対象、条件

1. 外交、公務旅券を保有する外国人及びその家族の場合について

a) 飛行機に搭乗する3日以内に本国の権限のある機関から発給されたRT-PCR検査によるSARS-CoV-2の陰性証明証（本証明証を発給しないいくつかの地域を除く）を取得する。

b) 入国直後に、隔離場所においてRT-PCRの検査を受ける。

c) 代表機関の公務用の住宅又は規定に基づきホテル、宿泊先で隔離できる。

2. 専門家、投資家、企業管理者、熟練労働者及びその家族である外国人；インタナショナル生徒、学生、ベトナム国民の外国人である家族

a) 飛行機に乗る3日以内に本国の権限のある機関に発給された RT-PCR 検査による SARS-CoV-2 の陰性証明証（本証明証を発給しないいくつかの地域を除く）を取得する。

b) 入国直後に、隔離場所において RT-PCR の検査を受ける。

c) 工場、企業の本部又は規定に基づきホテル、宿泊先で隔離できる。

3. ベトナム人の場合について

a) 飛行機に乗る3日前に本国の権限のある保健当局に発給された RT-PCR 検査による SARS-CoV-2 の陰性証明証（本証明証を発給しないいくつかの地域を除く）を取得する。

b) 入国直後に、隔離場所において RT-PCR の検査を受ける。

c) 軍が管理している集中隔離施設又は規定に基づきホテル、宿泊先で隔離できる。

4. RT-PCR 検査結果で、2回とも陰性になった場合、上記の1.、2.、3.の各対象者に対する隔離期間の短縮を検討する（約5日間）；その後、規定に基づき、自宅、企業、機関の本部（外国人の専門家、投資家は感染症対策を確保しつつ計画に基づいてビジネスができる）においての自己隔離、医療的モニターリング・監視を許可する。

III. 第三国から商用便でベトナムに入国する対象者の場合

1. 厳正な感染症対策を適用し、感染症対策の安全を確保する。

2. 入国直後に、隔離施設において、RT-PCR による SARS-CoV-2 の検査を受ける。

3. 隔離について

—外交、公務旅券を保有する外国人及びその家族の場合：代表機関の公務用の住宅又は規定に基づきホテル、宿泊先で隔離できる。

—専門家、投資家、企業管理者、熟練労働者及びその家族である外国人；国際生徒、学生；ベトナム国民の外国人である家族の場合：工場、企業の本部又は規定に基づきホテル、宿泊先で隔離できる。

—ベトナム人：軍が管理している集中隔離施設又は規定に基づきホテル、宿泊先で隔離できる。

—本条に言及される各ケースは権限のある機関の指示に基づく特別な場合を除き、規定通りに、14日間の集中隔離を受ける。

4. 短期ビジネス目的でベトナムに入国する外国人の場合（14日間以下）は保健省の規定に従う。

IV. 各省、関係機関に以下のことを一任する。

1. 交通運輸省、航空局が中心に、外務省と協力し、入国者、入国プロセス及び飛行機に乗る前のベトナム入国を希望する人に求めるベトナム側の要件（体温測定、

nCoV アプリケーションのインストール、医療申告及び RT-PCR 検査による SARS-CoV-2 の陰性証明証) について上記のパートナー (各航空会社を含む) と相談し合意する。

2. 公安省、外務省は Visa 発給の手続きをより簡素化し、迅速、便利性を確保する (3 日以内) ; 公安省は入国者がいる各省、市の人民委員会と協力し、規定に基づき、隔離を実施し、感染症対策の安全を確保するための監視をする。

3. 交通運輸省、ベトナム航空局は身分に関する情報及び本国の権限のある機関に発給された SARS-CoV-2 陰性証明書の提供義務を含むチケットの販売プロセスを修正し、Visa を取得した人だけにチケットを販売する。

4. 保健省は感染症対策の安全確保の要求に応じて、集中隔離の対象者、期間を減らすための迅速検査を早急に準備し、実施する。

5. 首相府は中心に、公安、文化・スポーツ・観光、保健、交通運輸の各省、ハノイ市人民委員会及びホーチミン市人民委員会及びいくつかの関係地方省、企業と、間に、国内の受け入れ能力を強化し、軍の隔離施設の負担を軽減させるために、外国人及びベトナム人を差別なく入国者の要望に対応する有料隔離施設の配置について協議する。

6. 労働・傷病兵士・社会問題省は中心に、保健、交通運輸、公安の各省と協力し、2020年7月12日付きの文書 238/TB-VPCP における首相の指示に基づき、上記のいくつかの地域において、契約に基づく就労目的でのベトナム国民の送り出しを迅速且つスムーズに実施する。

首相府は関係機関が理解し、実施し、また実施の際に権限を超える問題について適時に首相に報告するよう、周知する。

マイ・ティエン・ズン官房長官

宛先 :

—首相、各副首相

—国防、公安、外務、交通運輸、財政、文化・スポーツ・観光、保健、労働・傷病兵士・社会問題の各省

—ハノイ市、ホーチミン市の人民委員会

—首相府 : 官房長官、各副官房長官、科学・教育・文化・社会、内政、工業、総務の各局

—保管 : 文書、国際協力局